

令和7年度 熊谷市住宅リフォーム資金補助金

市内事業者に依頼してお住まいをリフォームされた方に対し、予算の範囲内で地域電子マネー「クマPAY」を交付します。

補助率・補助限度額・補助方法

- ・ 税抜き20万円以上の工事に対し、工事費用の5%
※千円未満の端数は切捨て
- ・ 限度額10万円
- ・ 地域電子マネー「クマPAY」で交付（現金ではありません。）
※スマートフォンタイプ・カードタイプのいずれかを選択できます



受付期間

- ・ 令和7年4月1日～令和8年3月31日まで
- ・ 工事完了日の翌日から起算して90日以内に申請してください。

申請窓口

- ・ 市役所本庁舎7階 企業活動支援課に申請書類を提出してください。
- ・ 受付時間は平日の午前9時から午後5時まで
＜☎048-524-1111 内線467、477＞

申請できる人

- ・ 住宅リフォームを実施した熊谷市内の住宅に居住していることが住民基本台帳で確認できること
- ・ 対象住宅の所有者であること
または、2親等以内の親族が所有する住宅であること
- ・ 市税に滞納がないこと
※対象住宅の所有者が複数いる場合、その全員に滞納がないこと

対象住宅の要件

- ・ 過去に、この補助金の交付を受けていない住宅
- ・ 建築基準法等各種法令に違反していない住宅

対象工事の要件（次のすべてを満たしていることが必要です）

- ・市内に本店・支店・営業所がある事業者が行う改修工事（見積書・領収書等が市内店舗から発行されることが条件になります。）
- ・工事費用が20万円以上（税抜き）であること
- ・工事が完了していること
- ・支払が完了していること
- ・市で実施している他の住宅改修補助を受けていない工事

対象工事の例

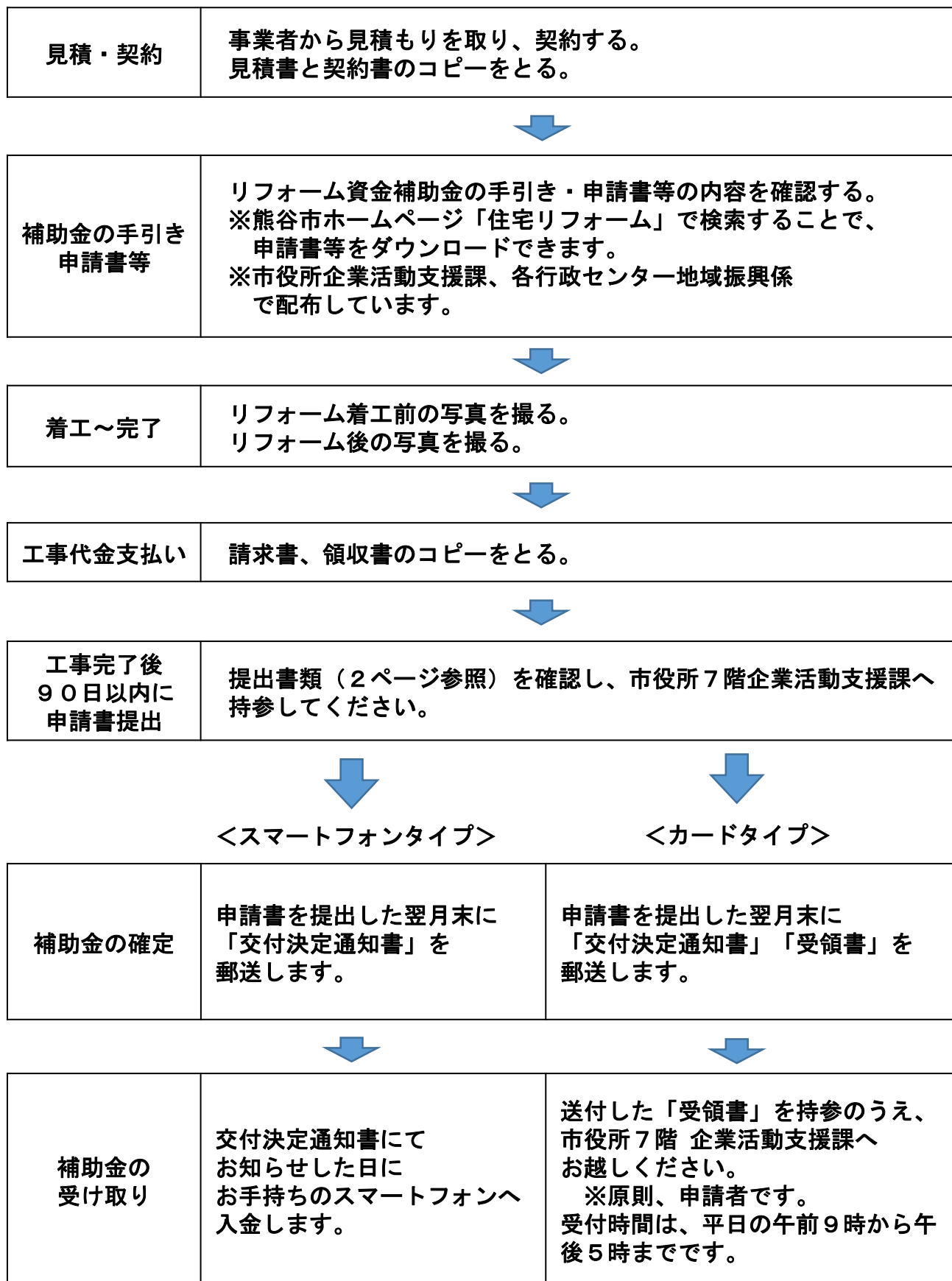
※別紙一覧表をご覧ください。（外壁塗装、内装、水回り工事など）

提出書類

- ☐ 1. 申請書（様式第1号）
※「電話番号」については申請内容に関する確認等を行う場合があるため、携帯電話等、**日中に連絡の取りやすい番号**を記載願います。
- ☐ 2. 誓約書及び同意書（様式第2号）
- ☐ 3. 請求書（様式第4号）
- ☐ 4. 当該住宅の所有者であることを証する書類（どれか一つ提出です。）
例：固定資産税の納税通知書の写し（表紙と明細の家屋のページ）
登記事項証明書（建物）
名寄帳（なよせちょう）の写し（申請先：資産税課）
- ☐ 5. 設計図の写し（作成している場合のみ）
- ☐ 6. 請負契約書の写し
- ☐ 7. 工事項目ごとの明細がわかる書類の写し
例：見積書、請求書
※単価、数量・寸法等が具体的に示されない「一式」表記については、受付できませんので、ご注意ください。
- ☐ 8. 領収書の写し

※契約書・見積書・請求書・領収書等が
市内店舗から発行されることが条件となります。
- ☐ 9. リフォーム工事の前後の写真
※前後が比較できるように撮影をお願いします。
- ☐ (10). 【2親等以内の親族が所有する住宅の場合】
申請者と所有者の親族関係がわかる書類の写し
例：続柄入りの住民票、戸籍全部事項証明書
- ☐ (11). 【建築確認申請が必要な改修工事の場合】
建築確認済証

お手続きの流れ



注意事項



- 着工前の写真を必ず添付してください。工事部分が写真で確認できない場合、対象外となる場合があります。
- スマートフォンタイプで受け取りの場合、申請書類へクマPAYのカード番号と携帯電話番号を記入していただく必要があります。記入の際は、お間違いの無いようお願いします。
- 店舗併用住宅の場合、店舗に属する部分是对象外となります。この場合は、床面積等で按分することがあります。
- 家屋を複数所有している場合、申請者本人が実際に居住していて住民登録がある家屋のみ対象となります。（離れや空き家等是对象外です。）

【勤労者住宅資金貸付制度のご案内】

熊谷市内でリフォーム等をしようとする勤労者に、住宅資金の貸付をあっせんする制度があります。約定どおりに返済している利用者には利子補助を行います。

詳しくは市ホームページをご確認ください。

＜連絡先＞企業活動支援課 048-524-1111 内線477



【住宅リフォーム資金補助金 担当課】

産業振興部 企業活動支援課 （本庁舎7階）

☎048-524-1111 内線467、477